

●平成24年度 監査テーマ 公有財産に関する財務事務及び枚方市土地開発公社における保有土地に関する財務事務について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

【1】全般的指摘事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H28.4現在)
14	未利用地及び低利用地の有効活用に関してより一層の検討を行うべき 〔報告書39ページ〕	総合スポーツセンター多目的運動広場用地は、スポーツセンターの臨時駐車場用地として一時的に活用される場合もあるが、利用方法が決まっていないため市が公社から買戻しを行っていない。 現在、運動広場用地は、中学校給食共同調理場として利用することが検討されているが、土地の取得価額に加算される公社借入金の金利負担も極めて大きいため、早急に市は活用方法を決定し、公社からの買戻しを行うべきである。	社会教育部	学校給食調理場用地を除く多目的運動広場用地は、総合スポーツセンターの駐車場不足を解消するため、駐車場拡張用地として用途変更を行った。公社からの買戻しについて、既に予算措置を行っており、平成28年度からの2年間で買戻しを実施していく。
15		仮称北山社会教育施設用地は当初の活用目的の変更を余儀なくされている。しかし、有効活用に向けた検討は停滞している。 容易に有効活用方法の決定が難しい事情はあるものの、完全な未利用地について公社借入金の金利負担と管理費のみが毎年積み上がっていく状況は放置できない。 早急に開発事業者と交渉を行い、市全体の観点から外部への売却、又は有効活用の方法について一層の検討を行うべきである。	社会教育部	国の「土地開発公社経営健全化対策について(平成25年2月28日付け総務副大臣通知)を受け策定した「枚方市土地開発公社の経営の健全化に関する計画(平成25年6月)」において、仮称北山社会教育施設用地については、平成27年度までに「処分方針」の決定を行うこととし、平成27年度開催の市の土地開発公社経営健全化対策検討委員会において、当該用地について、民間貸付のため市が買戻す「処分方針」を決定した。

【2】個別的事項(現地調査案件)

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H28.4現在)
27	<(14) 船橋小学校について> 所管する土地の現状を適切に把握すべき 〔報告書70ページ〕	小学校及び所管課である学校規模調整課は、当該土地の一部がごみ集積場となっていることを認識していなかった。ごみ収集車のルートを管理する減量業務室は把握していたが、当該情報が関係者に共有されていない。また、市はごみ集積場の変更を了承する際には、住民が土地所有者(当該ケースでは市であり、所管課である学校規模調整課)の了解を得ているか確認すべきである。	環境部 管理部	<b>【減量業務室】</b> ごみ集積場の設置に関しては、市が指定するのではなく、住民からの申し出を受け、収集車両が通行できるか否かの現地確認を行なった上で、集積場の登録(GISシステム)をしているが、従来からごみ集積場の設置に関する確認事項である「相談時における土地所有者や周辺住民への了解を得てもらうことの説明」及び「申し出時における了解を得ているかの確認」など、ごみ集積場設置の処理手順を再確認するとともに、手順の漏れを防ぐ為、GISシステムへごみ集積場の登録をする際に使用する「報告書」へ申し出者が土地所有者や周辺住民の了承を経たという報告を受けたことのチェック欄を設けた。 <b>【教育環境整備室 学校規模調整担当】</b> 市立学校園の敷地をごみ集積場として使用している箇所を調査した結果、該当箇所は船橋小学校だけであった。このごみ集積場は、「空き缶、びん・ガラス類」及び「ペットボトル・プラスチック製容器包装」の集積場であったが、現在では、「空き缶、びん・ガラス類」のみのごみ集積場となっている。本用地については、今年の7月からスロープ設置工事に着手する予定としており、地元住民、減量業務室と協議し、ごみ集積場の移設を行う。 なお、今後所管する土地については、所管替え時に確実な情報共有が図れるよう、引継ぎ書類への特記事項の明記や現地立会などを行い、行政財産として適切な管理に努めていく。